

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------------|
| 4 | 保険税・保険料の滞納に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田辺市は、保険税・保険料の滞納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田辺市長

公表日

令和1年7月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 滞納に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>地方税法及び国税徴収法等の法律に基づき、国民健康保険税のほか、後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納整理を行うため、以下の事務を行う。</p> <p>①督促を行ったにもかかわらず完納されない滞納者について催告書を作成し発送する。 ②自主的な納付が見込めない場合の他、納税資力を確認し滞納整理の方針を決定するため財産調査を行う。 ③他市町村への実態調査を行う。 ④申請もしくは職権により納税の猶予を行う。 ⑤滞納処分をすることができる財産がないなど、納付の見込みがないと判断した場合に滞納処分の執行停止を行う。 ⑥納税資力があるにもかかわらず納税の意思がない滞納者に対して滞納処分を行う。 ⑦他の執行機関に対して交付要求を行う。 ⑧滞納処分した財産の換価、配当及び充当を行う。 ⑨滞納者との折衝の記録等滞納整理に係る情報を管理する。</p> |
| ③システムの名称 | 1. 保険税・保険料 滞納整理システム (THINK TAX WEB) 2. 団体内統合宛名システム 3. 住民基本台帳システム 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. 国民健康保険システム 6. 後期高齢者医療システム 7. 介護保険システム 8. 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 滞納整理情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第1の16の項(国民健康保険税) ・第9条第1項 別表第1の59の項(後期高齢者医療保険料) ・第9条第1項 別表第1の68の項(介護保険料) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条(国民健康保険税) ・第46条(後期高齢者医療保険料) ・第50条(介護保険料) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [未定] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民環境部 保険課 |
| ②所属長の役職名 | 保険課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 田辺市 市民環境部 保険課 〒646-8790 和歌山県田辺市新屋敷町1番地 0739-26-9965 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 田辺市 市民環境部 保険課 〒646-8790 和歌山県田辺市新屋敷町1番地 0739-26-9965 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和1年6月25日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和1年6月25日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|--|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |